

厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）
分担研究報告書

危害防止規定（モデル）の創生に関する研究

（主任研究者）：長谷川 和俊
（分担研究者）：大野 晋
（分担研究者）：関谷 正明

研究要旨

毒物劇物を取り扱う化学品製造業向けの危害防止規定のモデルを次のようにして作成した。毒物劇物を扱う事業所の訪問、関係者との交流などの機会を通して、安全管理の実態を把握すると共に、危害防止規定に関して情報交換を行った。事業所で制定され、実用に供している幾つかの危害防止規定を参考にした。これらの実情を踏まえて、要因分析の結果およびチェックリスト方式の危険性評価法の開発成果を基盤にして、化学品製造業に関わる危害防止規定のモデルを構築した。さらに、危害防止規定を事業所が作成するとき、網羅的なものに仕上げるためのチェックリストを作成した。

A. 研究目的

本研究の目的は、毒物劇物に関する事故リスクの軽減を図ることであり、化学品製造業における安全管理方法の一環としての毒物劇物の危害防止規定の策定は不可欠であり、そのモデルを構築する。規定する内容は、具体的でかつ実効性の高い危害防止対策となるように工夫する。さらに、関係する全般に亘り網羅的である必要がある。

B. 研究方法

危害防止規定のモデルは、関係する既存の資料を参考にし、リスクマネジメントの視点に重点を置いて構築する。

（1）毒物劇物危害防止規定のモデルの構築において参考にしたもの

毒物劇物危害防止規定モデル作成の具体的内容として、昭和50年11月6日付、厚生省薬務局安全課長および監視指導課長連名で「毒物劇物危害防止規定について¹⁾」が、各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知されているので、その内容を網羅するようにした。また、規定の策定に当たっては、自治体^{2) 3)}、ソーダ工業会⁴⁾ および企業^{5) 6) 7)} の規定を参考にして、毒物劇物危害防止に関する安全管理、規定の内容などを参考にした。

（2）毒物劇物危害防止規定モデルの構成と規定する項目

毒物劇物の危害防止の為に、事業者とそこに働く従業員が一体となって自主的対応をベースとした管理システムとして、PDCA (Plan, Do, Check, Act) のサイクルを構築し、そのシステムに基づいて活動し、管理レベルを向上させることが、毒物劇物の危害防止に不可欠である、と考える。従って、管理システムとして明確にされないまま、法的遵守事項や手順等を主体とした内容ではなく、毒物劇物危害防止のPDCAサイクルの実行を実現する構成からなる内容にした。

安全衛生管理システムとして構築する場合、前述の「毒物劇物危害防止規定について¹⁾」では、毒物劇物危害防止に関する事業者の基本的なポリシー、目標設定および危害要因の特定等をはじめとする、PDCAの項目がないので、既に社会に実装されている他の管理システム^{8) 9) 10) 11) 12)} を参考にし、必要な項目を追加した。

C. 研究結果

毒物劇物の危害防止規定のモデルは、構成および内容に関してPDCAサイクルの実行が実現するように配慮して構築した。また、それぞれの事業所が危害防止規定を策定するに当たって、内容に抜けが無いかを確認することが必要であり、確認の手段として利用するチェックリストを作成した。（資料11および資料12）

（1）毒物劇物危害防止規定モデルの項目と内容について

毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するためには、①事業者の方針を明確にし、②その達成目標を定め、③安全管理体制を整備し、④危害防止の目標およびそれを実行する具体的計画を策定し、⑤その具体的実行、⑥その実行状況を評価し、⑦不具合状況の改善策をたて、⑧次期計画に反映する、から成る一連のサイクルを継続的に回すことである。

さらに、事業所の毒物劇物による危害要因（リスク）を低減するためには、事業所の弱点を洗い出し、危害要因の特定を行って、対応すべきリスクの優先順位を決め（リスク評価）、継続的にリスク低減活動を実施することが重要である。

このようなPDCAサイクルを回すことが、毒物劇物による、保健衛生上の危害を未然に防止し、安全衛生の水準の向上に資すると考え、それぞれ必要と思われる内容を定め、資料11に示した。

（2）毒物劇物危害防止規定の内容とチェックリストについて

それぞれの事業所における危害防止規定の策定に当たっては、規定する事項に不足している事項はないか、強化すべき事項は何か、内容に抜けが無いかなどを確認することが必要である。このため、確認の手段として利用するチェックリストを作成した。このチェックリストは、危険性評価方法（チェックリスト方式）¹³⁾ および化学品製造業チェックリスト¹⁴⁾ から関係するチェック項目を抜き出し、ステートメントを一部加筆修正し、さらに、毒物劇物危害防止規定の策定に必要と思われるチェック項目を新たに追加して、構成し、編成した。「毒物劇物危害防止規定の策定に用いるチェックリスト」として、資料12に示した。このチェックリストは、危害防止規定の策定に当たって、忘備録としての意味合いが強く、網羅的であるが、リスクアセスメントを実行するためのものではない。

D. 考察

化学品製造業の事業所が自ら策定する毒物劇物の危害防止規定は実効性が期待される。このような視点から、危害防止規定のあり方およびその策定手順のあり方を論議した。

（1）望ましい毒物劇物危害防止規定のあり方

「毒物劇物危害防止規定について¹⁾」には、規程の目的および性格として、「危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。」としている。一方、今回の事故事例の解析から得られた結果として、リスク管理を基盤とした事故防止の視点およびマネジメントが弱いと判断された。このことに鑑み、望ましい毒物劇物危害防止規程は、法的遵守事項や手順等を主体に規定する内容だけではなく、事業者とそこに働く従業員が一丸となって、協力し合って、安全衛生管理システムを構築し、自主的な活動を促進させ、管理レベルが向上をするような内容とすることが望ましい。

安全管理は自らの責任で、法の遵守は勿論のこと、危害防止のための工夫と改善を促進させ、決めたこと、決められたことを確実に実行する事業所の安全風土が醸成がなされ、自助努力で管理レベルの向上が図れるような、規定の策定がなされることを期待してやまない。

（2）作業順序のあり方

本来、毒物劇物危害防止規定作成項目を策定する場合には、化学品製造業チェックリスト¹⁴⁾ および危険性評価方法（チェックリスト方式）¹³⁾ の関係部分のチェックリストを活用して、事業所の弱点を把握した上で、毒物劇物危害防止規定の策定を行った方がより有効な規定になると思慮される。

E. 結論

危害防止規定のモデルを構築した。危害防止規定は毒物劇物を取り扱う化学品製造業におけるリスクマネジメントの基本であることから、PDCAサイクルの実行が実現する内容となるように造った。また、規定する内容に漏れが無いかどうかを確認するための方法として、「毒物劇物危害防止規定の策定に用いるチェックリスト」を作成した。併せて利用を強く勧める。

●参考文献

- 1) 昭和50年11月6日薬安第80号、薬監第134号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知「毒物劇物危害防止規定について」
- 2) 山口県毒物劇物危害防止対策協議会：毒物劇物取扱管理指針(1994)
- 3) 鹿児島県保健福祉部薬務課：毒物劇物危害防止マニュアル(2007)
- 4) 日本ソーダ工業会：液化塩素取り扱い安全指針(1999)
- 5) A社B事業所：毒物劇物危害防止規定(2002)

- 6) C社D事業所：毒物劇物危害防止規定(2001)
- 7) E社F事業所：毒物劇物危害防止規定(2001)
- 8) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 厚生労働省告示第53号(1999)
- 9) 中央災害防止協会：労働安全衛生マネジメントシステム担当者の実務(2005)
- 10) 中央災害防止協会：グローバルOHS-MS(1997)
- 11) 高圧ガス保安協会：危害予防規定の規範(2004)
- 12) 高圧ガス保安協会：安全管理システムの解説とリスクアセスメントの実際(2006)
- 13) 財団法人全国危険物安全協会：危険性評価方法（チェックリスト方式）(2006)
- 14) 本研究：化学品製造業チェックリスト（A-B：E；簡易版）(2007)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし